

C E S いわき太陽光発電所合同会社「(仮称) いわき太陽光発電事業
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和4年3月3日
経済産業省
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、C E S いわき太陽光発電所合同会社「(仮称) いわき太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県いわき市
原動力の種類：太陽電池
出 力：約164, 736 kW (直流)
約 94, 160 kW (交流)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 3年12月13日
環境大臣意見受理	令和 4年 2月28日
経済産業大臣意見発出	令和 4年 3月 3日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤
電話：03-3501-1742（直通）

C E S いわき太陽光発電所合同会社「(仮称) いわき太陽光発電事業 計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することができないようすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性及び水環境への影響

本事業の実施に当たっては、樹木の伐採や切土・盛土を含む土地造成が想定され、傾斜の大きい斜面に太陽電池発電設備等を設置する場合や土地造成の工法等によっては、土地の安定性及び水環境への影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制した計画とともに、専門家等からの助言を踏まえ、土地の安定性及び水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、適切な排水計画の採用等の環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に基づく自然環境保全基礎調査の第 6 回及び第 7 回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたアオハダーモミ群落が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路、無立木地等を活用すること等

により、自然度の高い植生の改変を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（平成 30 年 12 月環境省）等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理を行い、可能な限りリユースすることにより、廃棄物の発生抑制に努めること。やむを得ず廃棄物となるものについては、可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。